

**青少年の非行・被害防止
に取り組む冬の運動**
12月20日(日)～
令和3年1月10日(日)

**非行の芽 はやめにつもう
みな我が子**

イベントの多い年末年始を迎え、開放感から青少年が有害な環境に接する機会が多くなるのが予想されます。

青少年の非行・被害を防止するため、地域・家庭・学校が一体となり、青少年の健全な育成に取り組みましょう。

実施事項：インターネット利用による子ども性の被害の防止、不良行為などの防止、いじめ・暴力行為など問題行動への対応他

▼ふるさと教育センター
☎366614 FAX366970



**人権擁護委員会
にご相談ください**

12月10日は「人権デー」
12月4日～10日は「人権週間」

◆お気軽にご相談を

市内には、法務大臣から委嘱された10名の人権擁護委員がいます。いじめや虐待などの困り事、何でも相談してください。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談専用電話

*みんなの人権110番

☎(0570)003110

*子どもの人権110番

☎(0120)007110

*女性の人権ホットライン

☎(0570)070810

◆人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権に関心を持ってもらえるように啓発活動を行ったり、法務局や田原福祉センター、あつみライフランドでさまざまな人権問題の相談を受けたりしています。

啓発活動では、小学校へ向き、人権紙芝居を使って子どもたちに思いやりの大切さを伝えていきます。

また、中学校・高校では、スマートフォンやインターネットなどによるいじめ防止のため、DVDなどを活用して分かりやすく解説しています。企業では、セクハラやパワハラに関する研修も行っています。



●人権擁護委員の皆さん

▼地域福祉課

☎233512 FAX233545

▼名古屋法務局豊橋支局・豊橋人権擁護委員協議会

☎(0532)549278



ペットを正しく飼いましょよう
☎10003672

◆犬の放し飼いはダメ！

放し飼いの犬が子どもを追い掛けてけがをさせたり、犬自身が交通事故に遭ったりするところがあります。鎖などでつないで飼いましょよう。また、犬の首輪には必ず鑑札を付けてください。



◆猫は室内飼育に

室内飼育は、交通事故や感染症の予防になります。

◆ふんの後始末をしっかりと

散歩中の犬のふんや飼育している猫のふんは、放置せずに必ず処理しましょよう。処理後のビニール袋の投棄も絶対にやめましょよう。

◆犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、市町村での登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回です。

また、犬の飼い主や所在地

に変更があった場合は、必ず届け出てください。届け出がないと、市役所からの通知が届かなくなります。

▼環境政策課

☎237401 FAX231832

猫の家族探し会を開催しましょ
☎10004530

対象：県内在住の20歳以上の方
日時：12月12日(土)午前10時～11時30分/午後2時～3時30分(途中参加不可)
場 所：愛知県動物愛護センター東三河支所(豊橋市神野新田町字京ノ割50・2)
内容：センターに収容された猫の里親探し 定員：各部4組(先着順) 持ち物：身分証明書 申込：電話にて その他：審査有

り/集合住宅や借家で飼育する場合は規約などを持参

▼愛知県動物愛護センター東三河支所

☎(0532)333777

